# 第１章　計画の策定に当たって

## １．計画策定の背景と趣旨

本市では、子ども施策の総合的な計画として、平成 27 年度（2015 年度）から令和６年度（2024 年度）までを計画期間とする第２次宝塚市次世代育成支援行動計画　たからっ子「育み」プランを策定し、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの５カ年を前期計画期間と位置付け、“子どもを育むことが未来を育む　「育む」ことが楽しくなるまちへ”を基本理念に掲げ、様々な施策を推進してまいりました。

また、平成 27 年度（2015 年度）から施行された子ども・子育て支援新制度*P130 において、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するため、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことから、５カ年の「子ども・子育て支援事業計画」を行動計画の前期計画と一体的に策定し、計画的に待機児童の解消や子ども・子育て支援の充実を図っています。

近年、子どもの置かれた環境や子育てをめぐる状況は厳しく、家庭や地域での子育て力の低下、待機児童の増加、子どもの貧困問題等、様々な課題に対する取組が一層求められており、社会経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化、国の制度改革等に対応するため、前期計画に掲げた理念や施策を継承しながら、引き続き子ども施策の総合的な推進を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、前期計画が令和元年度（2019 年度）で終期を迎えることから、次世代育成支援行動計画の後期計画及び第２期子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定するものです。

**【国の動向】**

平成 30 年（2018 年）の全国の合計特殊出生率は 1.42 であり、宝塚市はそれを下回る 1.37 となっています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

待機児童数が依然増加していることを受け、国において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が平成 28 年（2016 年）４月に施行され、仕事・子育て両立支援事業として、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業などが創設されました。

平成 29 年（2017 年）６月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、待機児童ゼロを維持しながら、令和４年度（2022 年度）末までに女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備等を進めていくことが示されました。

平成 30 年（2018 年）９月には「新・放課後子ども総合プラン*P131」が公表され、共働き家庭等の小１の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室*P132の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

さらに、平成 29 年（2017 年）12 月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の２本柱の新しい経済政策パッケージが閣議決定されました。その中では、令和元年（2019 年）10 月から、消費税増税分を財源として「幼児教育・保育の無償化」を実施し、令和２年（2020 年）４月から、高等教育を含めて全面実施することとされています。

近年の若年就職困難者、ひきこもり、不登校など子ども・若者の抱える問題の深刻化に対応するため、平成 22 年（2010 年）４月に子ども・若者施策を総合的に推進するための「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年７月には子ども・若者育成支援推進大綱である「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 26 年度（2014 年度）末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含めて、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」において改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限が 10 年間（令和７年（2025 年）３月 31 日まで）延長されています。

また、児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、深刻な社会問題となっていることから、平成 30 年（2018 年）７月に閣議決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。このプランにより、市町村における相談体制を強化するため、令和４年度（2022 年度）までに全市町村で「子ども家庭総合支援拠点*P130」を設置することが努力義務とされました。

子どもの貧困問題については、国において、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、必要な環境整備と教育の機会均等などを図る「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年（2014 年）１月に施行され、同年８月、「子供の貧困対策に関する大綱について」が閣議決定されました。令和元年（2019 年）６月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村が大綱を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。なお、大綱はおおむね５年ごとの見直しが検討されることとしており、令和元年度（2019 年度）中に見直しがなされる予定です。

## ２．計画の位置付けと期間

### （１）計画の位置付け

子ども施策は、保育など子育て支援サービスを充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。その方向性を指し示す次世代育成支援行動計画は、まちの未来を担い、委ねるべき人を育むための計画という重要な役割を持っています。

本計画は、宝塚市子ども条例第 15 条に基づく「行動計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」として策定するもので、本市におけるおおむね 18 歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けるものです。また、本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定された「第２期子ども・子育て支援事業計画」（第７章）と一体的に策定するとともに、「母子保健計画」（第５章）及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条に基づく「子どもの貧困対策計画」（第６章）を包含し、上位計画である「宝塚市総合計画」のほか、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

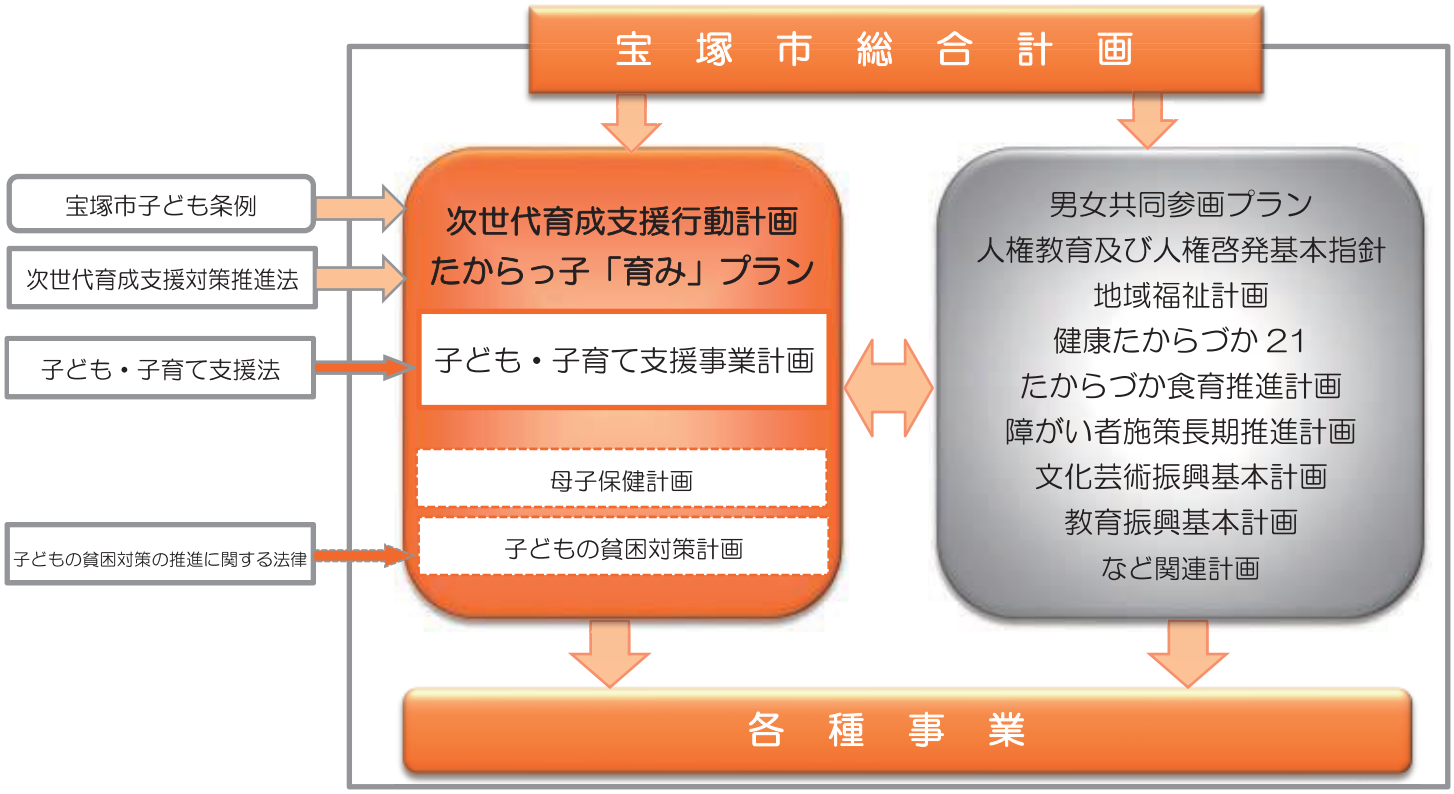

## （２）計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度（2005 年度）からの 10 年間の取組を推進するために制定されましたが、平成 27 年度（2015 年度）からの 10 年間も引き続き集中的・計画的な対策を推進・強化するため、法の有効期限を 10 年間延長する法改正が行われました。

これを受け、本市の計画も平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 10 年間を計画期間としています。

第３章の「計画の基本的な考え方」については 10 年間の方針としています。第４章の「次世代育成支援行動計画（後期計画）」、第５章の「母子保健計画」、第６章の「子どもの貧困対策計画」については、社会経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化、国の制度改革等に対応していくために、また、第７章の「第２期子ども・子育て支援事業計画」については、子ども・子育て支援法に基づき５年間の計画としています。
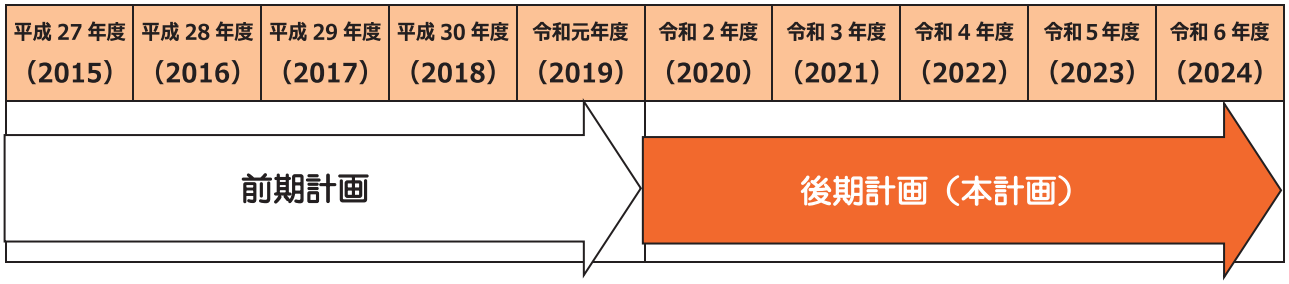
平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までを前期計画としていましたので、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までを後期計画として本計画を策定することとします。